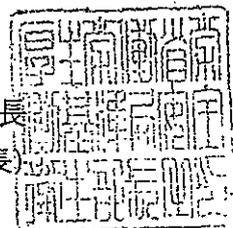


基安発0630第2号
平成23年6月30日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号等により適切な対応を求め、さらに、平成23年5月30日付け基安発0530第1号により、本日までに、全ての緊急作業従事者に対する内部被ばく測定及び評価結果の事業者への通知を求めたにもかかわらず、いまだに4月新規入場者に対する評価さえ終了していない状況にあることは遺憾である。

さらに、緊急作業従事者の被ばく管理の徹底等を目的とした放射線作業届についても、貴社の対応に著しい遅滞が生じている状況である。

については、貴社における被ばく管理及び被ばく防止対策等の適切な実施のため、下記のとおり対応されるよう求める。

なお、本通知の内容について、緊急作業を行う各事業者にも周知されたい。

記

1 内部被ばく測定・評価の実施

- (1) 内部被ばくと外部被ばくを合算した暫定値が250mSvを超える者のうち内部被ばく線量が未確定の者、及び内部被ばく暫定値が100mSvを超える者については、遅くとも本年7月11日までに内部被ばく線量を確定させ、7月13日までに各事業者に通知すること。
- (2) 内部被ばく暫定値が50mSvを超え100mSv以下の者については、遅くとも本年7月20日までに、内部被ばく線量を確定させ、各事業者に通知すること。
- (3) 内部被ばく暫定値が20mSvを超え50mSv以下の者については、本年8月

10日までに、内部被ばく線量を確定させ、各事業者に通知すること。

- (4) 発電所で緊急作業に従事した労働者のうち、内部被ばく測定・評価が実施できていない者については、引き続き広報等により対象者の特定に努めることにより、対象者全員の内部被ばく測定実施を図ること。
- (5) 本年4月中に新たに発電所で緊急作業に従事した労働者のうち、本日の報告において内部被ばくの暫定評価が終わっていない者に対しては、遅くとも本年7月11日までに内部被ばく測定・評価を実施するとともに、その暫定評価結果を7月13日までに各事業者に通知すること。

なお、通知に当たっては、労働者ごとの外部被ばくの累積線量との合算値も併せて通知すること。

- (6) 本年5月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年8月10日までに、内部被ばく測定及びその評価結果の事業者への通知を行うこと。

なお、通知に当たっては、労働者ごとの外部被ばくの累積線量との合算値も併せて通知すること。

2 外部被ばく線量について

- (1) 本年5月分の累積線量について、本日の報告に含まれていない者の暫定線量を本年7月11日までに統合(名寄せ)を行い、7月13日までに各事業者へ通知すること。
- (2) 本年6月分の累積線量については、遅くとも本年7月29日までに統合(名寄せ)を行い、各事業者へ通知すること。

3 緊急作業における放射線作業届について

- (1) 緊急作業における放射線作業届については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号により通知したところであり、貴社からも届出の提出を受けているところであるが、富岡労働基準監督署からの累次の修正指示に対する発電所の対応に著しい遅滞が生じており、貴社から届出を受けた36件のうち、約1ヶ月も十分な対応がなされていない29件を含め、33件についていまだ審査中という状況である。

作業届は、高い被ばくが予想される作業について、適切な被ばく管理、被ばく低減措置、熱中症予防対策等が適切に実施されるよう、行政において確認するのみならず、貴社内部においてそれら対策を適切に検討するためのものであることに鑑みると、現在の状況は極めて問題である。

- (2) ついては、貴社内において、速やかに(遅くとも本年7月13日までに)本店も含め、適切な放射線作業届の作成、内部審査及び迅速な提出を実施

できる体制を確立し、それに基づき適切な対応を行うこと。

4 厚生労働省への報告

- (1) 1の(1)の内部被ばく線量について本年7月13日までに、1の(2)の内部被ばく線量について本年7月20日までに、1の(3)の内部被ばく線量について本年8月10日までに、労働者ごとの一覧表で厚生労働省に報告すること。
- (2) 1の(4)について、中間報告を本年7月13日までに厚生労働省に行うとともに、進捗状況について、随時、厚生労働省に報告すること。
- (3) 1の(5)の内部被ばく線量について本年7月13日までに、1の(6)の内部被ばく線量について本年8月10日までに、厚生労働省に報告すること。
- (4) 2の(1)の外部被ばく線量について本年7月13日までに、2の(2)の外部被ばく線量について本年7月29日までに厚生労働省に報告すること。
- (5) 3の(2)の作業届の体制強化については、本年7月13日までに厚生労働省に報告すること。